

新潟市景観条例 一部改正（案）

1 改正の理由

古町花街地区を景観計画特別区域に設定することに伴い、新潟市景観条例の一部を改正し、景観法に基づく届出などに関する規定を定めます。

2 改正案

- (1) 景観条例第7条第4項に、景観法第16条第1項第1号から第3号までに定める行為のほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として、「道路から見える木竹の植栽又は伐採」を届出の要する行為として定めます。

4 新潟市景観計画に定める特別区域のうち旧小澤家住宅周辺地区（以下「旧小澤家住宅周辺地区」という。）及び古町花街地区における法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、道路から見える木竹の植栽又は伐採とする。

- (2) 景観条例第8条第4項及び第5項として、届出及び勧告等の適用除外となる行為を定めます。

4 古町花街地区の新道ゾーンにおける法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの

(2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るもの

(3) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの

(4) 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

(5) 道路から見える木竹の植栽又は伐採で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

(6) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

5 古町花街地区の東堀・西堀・古町通ゾーンにおける法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの

(2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないもの

(3) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの

(4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないもの

(5) 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

(6) 道路から見える木竹の植栽又は伐採で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

(7) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

- (3) 景観条例第9条第4項及び第5項として、変更命令ができる特定届出対象行為を定めます。

4 古町花街地区の新道ゾーンにおけるにおける法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く）
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

5 古町花街地区の東堀・西堀・古町通ゾーンにおける法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないものを除く）
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないものを除く）